

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

## 2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29・30・31 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 別記 4 に掲げる提出期限の日から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後おおむね 1 時間で保守職員を派遣できること。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則、運用基準及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の日時及び場所は、別記 2 のとおり。
- (5) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記 4 により平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時までに提出しなければならない。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
  - ア 供給物品名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡し

に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (14) 入札参加資格者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。
- (16) 開札は即時開札とする。
- (17) 開札は、入札参加資格者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場できない。
- (20) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (21) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (22) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (23) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

#### 4 入札保証金

入札保証金については、会計規則第135条及び第136条の規定によるが、第135条に規定する入札保証金を納付させる場合の額については、入札見積金額に予定数量を乗じた額の100分の5以上とする。ただし、会計規則第137条の規定に該当するものについては、免除することがある。

#### 5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (11) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

契約保証金については、会計規則第 152 条及び第 153 条の規定によるが、会計規則第 152 条の規定により契約保証金の額を定める場合においては、契約単価に予定数量を乗じた額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、会計規則第 154 条各号に該当するときは、免除することがある。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

## 10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、愛媛県議会事務局長が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明しなければならない。

## 11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2      電話 089-912-2156

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関するの照会先は、別記 3 のとおり。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
乾式電子複写機複写サービス（単価契約）
- (2) 調達物品及び予定数量  
調達物品 乾式電子複写機（モノクロ）1台に係る複写サービスの単価契約  
予定数量 74,047枚／月  
なお、入札金額には、複写機を常時正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写機に必要なすべての消耗品（コピー用紙を除く）の費用を含むものとする。
- (3) 仕様  
別紙のとおり
- (4) 契約期間  
平成29年7月1日から平成32年8月31日
- (5) 設置場所  
愛媛県議会議事堂2階 事務局内
- (6) 入札方法  
入札金額は1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まず、小数点以下第2位までの額。）で行い、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。  
なお、落札の決定に当たっては、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) その他  
複写サービス予定数量は、過去の実績から平均を算出した見込値であり、契約期間の複写枚数を保証するものではなく、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

### 2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年6月7日（水）午前10時00分
- (2) 場所 愛媛県議会議事堂 2階 会議室

### 3 事務を担当する部局

- (1) 部局の名称 愛媛県議会事務局総務課経理係
- (2) 所在地 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
- (3) 電話 089-912-2837

### 4 入札関係書類について

- (1) 提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 事業所及び保守体制に関する報告書
  - ウ 代理店（販売店）証明書
  - エ 機器構成表（定価等証明書）
  - オ 仕様確認書
- (2) 提出先及び受付時間
  - ア 提出先 愛媛県議会事務局総務課経理係
  - イ 受付時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）
- (3) 入札参加の可否の通知  
提出された入札参加資格確認書類の内容を審査し、入札参加の可否について、平成29年6月2日（金）までに提出者に対して「入札参加資格確認通知書」により通知する。